

熊本地震

被災企業復旧の力は
税理士が握る

災害時には、税制上の特例として、申告納付期限の延長、所得税や相続税の軽減措置、納税猶予といった措置が設けられるが、こうした各種施策をくまなく理解し、被災納税者をサポートする必要がある。被災地の活力アップは税理士の肩に掛かっているという自負をもとに、復興・復旧に尽力したい。



NP 税理士川柳

今月の一席

抜け道ありといふわけね
運河ゆえ

京都
ほんちやん
(10面へ)

相続税の納期限延長に注意

4月25日の閣議決定で熊本地震が「激甚災害」に指定され、被災地復旧事業の国の補助率が高まることとなった。今後は被災者支援のための補正予算案の編成が予定されているなど、復興・復旧に向けた施策が本格化する。

これらに先駆けて税制上の特例が国税庁から示されている。中原広長官は4月22日付で、熊本県内に住所がある個人や会社を対象に、国税の申告、申請、納付期限を延長することを告示した。例えば相続税で申告期限の延長対象になるのは、申告期限が地震発生の「4月14日」以降である

平成27年6月14日以降に発生した相続で、被相続人の住所地（相続税の納税地）が熊本県内である場合だ。なお、延長する納付期限は今後検討して決定するという。

熊本県以外の被災者も、その地域の税務署長から承認を受けければ期限が延長される。延長にあたって延滞税や利子税がかかることはない。税理士事務所は詳細を把握して、被災地の納税者を無駄にあわてさせることのないようにしたい。

また、地震で住宅や家財に被害を受けている納税者は、所得税法の雑損控除と、「災害減免法」

に定める税負担軽減制度とのいずれか有利な措置を選択できる。

雑損控除は、「損害額から所得金額の10分の1を引いた額」と、「被災後の家屋取り壊しや土砂除去などにかかった費用から5万円を引いた額」のうち、多いほうの金額が所得から控除される制度だ。一方の災害減免法による優遇は、損害金額が住宅や家財の価額の2分の1以上のときに、所得金額1千万円以下の人を対象に、所得に応じてその年の所得税が軽減される措置。所得が500万円以下なら全額免除、500万円～750万円なら2分の1軽減、750万円超で4分の1軽減となる。

復旧のための費用に頭を悩ませる被災経営者には、税理士事務所が資金繰りのアドバイスをする

必要がある。

経済産業省は共済契約者に対する貸付制度の特例として、熊本地震で被災した小規模事業者への貸付は無利子にすると4月20日に発表している。地震が発生した4月14日以降、被災事業者に対する貸付金利を本来の1.5%から0.9%に引き下げる低利貸付措置がとられていたが、被害が拡大している状況を受けてさらなる緩和に踏み切ったか

「平成28年熊本地震」の発生直後から、エヌピー通信社には数多くのメッセージが寄せられている。「被災地域の皆さんへ届け！」との思いが込められた『言葉』の数々。紙面の都合上、すべては掲載できないが、その一部を紹介する。(敬称略・順不同)

**被災地に
エール
届け、応援メッセージ!**

▶心よりお見舞い申し上げます。(東京・大田区、税理士・山本竜三郎)
▶被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。(東京・中野区、経営者・太田亮児)
▶一刻も早く皆様の日常生活が戻りますよう、強く強く祈念します。(東京・千代田区、税理士・青木信夫)
▶不安な毎日が続いていると思いますが心を倒さず頑張ってください。(静岡・沼津市、税理士・足立吉松)
▶被災されました多くの方々へ御見舞い申し上げます。(大阪市・生野区、税理士・池田隼啓)

損金算入できる費用を再確認

たちだ。また、貸付限度額を1千万円から2千万円に引き上げ、償還期間を延長することも決まっている。

税理士ができるることは被災者に直接関わることだけではない。被災地企業が倒産すれば取引先である遠方の会社も深刻な事態に陥る。被災した会社以外の顧問先に対し、被災地への義援金や救援物資の送付を提案することも検討したい。

会社が自社製品を不特定または多数の被災者に提供するときの費用は、原則的に損金算入できる「広告宣伝費に準じるもの」として損金処理できる。得意先の社員の避難場所に、災害時に使える自社製品を提供したときも、多数の被災者の救援のために緊急に提供したと税務署に認められるも

のであれば同様の処理が可能だ。

また、災害時に製品が破損した業者に、メーカーが代わりの自社製品を譲渡したときも損金算入できる。さらに、被害を受けた得意先に会社が支払った災害見舞金も損金の対象になる。

経営者が個人として寄付金を支出することも考えられる。熊本と大分の災害対策本部や、日本赤十字社の指定口座、報道機関がとりまとめて国や地方公共団体に拠出する専用口座に支払った義援金は、税制上で優遇される「特定寄附金」に該当し、所得金額の40%相当額を限度として、「支出した特定寄附金の合計額から2千円を差し引いた額」を所得控除できる。また、個人が2千円を超える寄付をしたときに一定額が還付（控除）される「ふるさと納税制度」の活用も提案したい。

被災地の本格的な復旧は被災中小企業の経営の復活なしでは語れない。熊本地震による被害が拡大するなか、納税者の最も身近な相談相手である税理士に期待される役割はますます大きなものになっている。さらに、東日本大震災では復興のための費用が被災地に十分いきわたっていないことを踏まえ、税の専門家として「税の使いみち」をきちんと監視したい。

幹部候補の採用!
求人経費の削減!

0円
登録料^{*}
登録契約成立時に
既定の紹介手数料がかかります

**事務所の
人材採用**
おまかせください!

全国304
大学・大学院と提携
新卒・若手紹介実績
No.1
(3月現在)

**税理士新聞
人材支援センター**

**日本新聞協会加盟
エヌピー通信社**
担当:三宅
03-3971-0114
許可番号:
有料職業紹介事業 13-ユ-301414
一般労働者派遣事業 13-305719

**転職希望者
登録受付中!**
今こそキャリアアップのチャンス!
お気軽にご連絡ください。秘密厳守

注目集まる士業紹介の新サービス 顧問料が初年度50%OFF

税理士、社会保険労務士、司法書士といった専門家を無料で紹介し、さらに1年間は顧問料を最大50%キャッシュバックする支援サービスが、自社で顧問契約していない中小企業の間で静かなブームとなっている。

毎年の法改正や複雑化する国際情勢のなか、中小企業にも法律の専門知識は不可欠だ。だが、各専門家と顧問契約を結ぶのは体力的にも困難であり、またそれ以前に、誰に頼めばいいか分からぬという経営者もいる。新分野に打ち出すにしても、また現状を固く守るにしても専門家のフォローが必要なことは重々承知しているにもかかわらず、上記のような理由から痛しかゆしという状況の中で業務を続けるを得ないというのが多くの経営者の悩みのタネだ。

そうしたなか、無料の専門家紹介サービスが注目を集めている。

ジャパンオフィスコンサルティング（JOC：渡邊洋之社長／さいたま市）は、中小企業に対して1年間は顧問料を最大50%支援するサービス（顧問料無料.com）を提供し、6年間で5000件以上のマッチングを成功させている。

同社のシステムは、希望する士業者の条件を企業が伝えることで、JOCに登録している多数の士業者から、事業内容や規模などに応じて企業に紹介するというもの。面談のうえ、納得できれば企業と専門家が顧問契約を結ぶ。この際、契約についてのJOCへの紹介料などは発生しない。また士業者側から手数料を受け取るということもない。完全無料サービスだ。

渡邊氏は、OA機器の大手販売会社に勤めていたが、同業者の多い業界のなかで付加価値のある企業を作りたいと、当時の部下とともに独立した。その付加価値こそが「顧問料無料.com」だった。そして多くの中小企業にその需要があることは、実際に自分が独立して確信を得たという。

「起業してすぐ、専門家がそばにいてくれないことがとても不安に思いました。顧問の先生がいない状況で経営者の知識だけで会社を運営していくリスクとデメリットは想像以上に大きなものです。これはきっとどの経営者も感じていることでしょう」

「顧問料無料.com」が多く企業に受け入れられ

所長先生のハッピーリタイアを応援!

—『税理士新聞』特別セミナー—

10年、140件超の
仲介実績から分かった
受講料 無料

事業承継 課題と対策

講師 エヌピー通信社 執行役員 事業承継支援室長 大滝 二三男

東京 5/25 水
八重洲 貸会議室プラザ八重洲

大阪 5/27 金
梅田 ハービスPLAZA6階

各会場とも 13:30~15:30

事業承継支援室 検索

詳しくはエヌピー通信社『事業承継支援室』のホームページをご覧ください。

エヌピー通信社 事業承継支援室

0120-800-058 直通電話(平日9:00~18:00)

直通FAX (24時間受付)

0120-613-336 e-mail (24時間受付)

e-syoukei@np-net.co.jp

たポイントは、中小企業に対して真剣に関わってくれる専門家を集めたことに他ならない。渡邊社長らは、ネットや異業種交流会で本当に信頼できる士業者を探し、顧客のニーズに答えられるようにした。

ただ、顧問料が安くなると、先生がどれだけ一生懸命取り組んでくれるか不安に思う経営者もいるだろう。これについて渡邊氏は「初年度の顧問料の無料部分は、実は弊社が先生に支払っているのです。だから手抜きなどはありません」ということだそうだ。

ではJOCは何で儲けているのか——。ここで思い出したいのは、同社の本業はOA機器の販売代理店ということだ。顧問先を紹介した専門家も、また無料で先生を紹介してもらった企業についても、OA機器が必要な時には必然的に同社を利用する事になる。さらに自分たちの顧客を次から次へと紹介してくれる企業や先生方も多いそうだ。こうしたビジネスマッチングがどんどん広がることで、OA機器のニーズ情報は同社に声がかかる仕組みも構築される。

一見無謀にも思える「無料システム」が、徹底して相手目線に立つことで、多くの人が集まるプラットフォームになった一例といえよう。

ソリマチ 金融機関の取引明細を

「会計王」へ自動仕訳サービス

「会計王シリーズ」など業務ソフト開発・販売のソリマチ株式会社（反町秀樹社長／東京・品川区）は、会計ソフト「会計王」などを利用する顧客に対して、預金、クレジット、電子マネーの取引データを自動で取り込み仕訳をするサービスパックを無償提供する。同社では、これまでにも「会計王」

「みんなの青色申告」を対象に、ジャパンネット銀行やJCBカード、信用金庫などの取引明細を専用の仕訳データとして取り込む連携サービスを提供してきたが、今回の機能強化では、新たに969の金融機関、54のクレジット・電子マネーなどを追加し、1269件に拡大した。

計報

ご冥福をお祈りいたします

原昭氏（東京会渋谷支部）
2月4日、86歳

菅原松喜氏（東京会豊島支部）
2月12日、71歳

中村隆紀氏（東京会武蔵野支部）
2月14日、71歳

小出敬三氏（東京会麻布支部）
2月18日、82歳

浅野榮一氏（東京会神田支部）
2月17日、79歳

田中猶一氏（東京会神田支部）
2月19日、90歳

重本忠司氏（中国会出雲支部）
2月6日、86歳

前田勝氏（中国会岡山西支部）
2月15日、93歳

吉富惟敏氏（九州北部会）
1月30日、89歳

岡本輝彦氏（九州北部会）
2月1日、77歳

渡邊信次氏（九州北部会）
2月11日、91歳

渡邊聰夫氏（九州北部会）
2月13日、91歳

日経電子版

地図から探す首都圏マンション・一戸建て 今春おすすめの全32物件、一挙掲載!

2016春の新築分譲マンション・一戸建てセレクション特集

<http://sumai.nikkei.co.jp/sp/map1603/>

こちらから
ご覧いただけます

